

大東市と枚方信用金庫との連携に関する包括協定書

(前文)

我が国における全国的な人口減少および少子化が急速に進行する中、大東市もその影響を色濃く受け、子育て世代を中心とした転出超過、空家および空地等の遊休不動産の増加、ならびに基盤産業を中心とする地域経済の低迷等により様々な都市経営に係る様々な課題を抱えている。これらの課題を解決し、都市間競争に勝ち抜くためには、唯一大東市が有する地域資源を磨き上げ、その付加価値を高めていく必要がある。

一方、枚方信用金庫は、大阪府北河内 7 市を主な営業地区とし、地元中小企業経営者や住民との「共存共栄」を共通の理念として運営している、地域に密着した相互扶助型の金融機関である。さらに、金融機能の提供だけでなく、伝統行事等の文化や環境・教育・スポーツ等の分野においても、地域社会の活性化、持続的発展と住み良い街づくりのために広く貢献している。

さらに、枚方信用金庫は、大東市が平成 27 年度に発表した「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に際し、産官学労言からなる外部有識者のうち「金」を代表して参画している。

このような状況のなか、大東市と枚方信用金庫は、これまで以上に連携を深め、相互の持つ知恵、情報および技術の共有による相乗効果を発揮することで、大東市が有する都市経営に係る様々な課題の解決、および都市活力の維持・拡大を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、大東市と枚方信用金庫が包括的な連携のもと、人口流入・定住促進施策、地域産業活性化、および都市魅力向上等の分野で相互に協力し、相互の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 大東市と枚方信用金庫は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し、協力する。

- (1) 人口流入・定住促進施策に関する事項
- (2) 地域産業活性化の支援に関する事項
- (3) 創業・経営支援に関する事項
- (4) 女性・若者等の就労支援に関する事項
- (5) 地域を担う人材の育成に関する事項
- (6) 都市魅力向上に関する取組への支援に関する事項
- (7) 市政の情報発信に関する事項
- (8) 空家対策に関する事項
- (9) 高齢者支援に関する事項
- (10) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(具体的な取組みの内容および実施方法)

第 3 条 前条に定める連携協力事項を効果的に実施するため、大東市は地方創生局を、枚方信用金庫は地方創生推進室を窓口として、具体的な取組みの内容および実施方法について、相互が定期的に協議し、定めるものとする。

(情報の共有)

第 4 条 大東市と枚方信用金庫は、連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

(協定内容の見直し)

第 5 条 大東市または枚方信用金庫のいずれかが、協定内容の見直しを申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

(協定書の有効期間)

第 6 条 この協定書の有効期間は、協定締結日より 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 2 か月前までに、大東市または枚方信用金庫のいずれからも更新をしない旨の申し出がない場合には、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)


第 7 条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項およびその他必要な事項については、大東市と枚方信用金庫が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書を 2 通作成し、署名押印の上、各々 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 8 月 29 日

大東市谷川一丁目 1 番 1 号
大阪府 大東市
大東市長

大阪府枚方市岡東町 1 4 番 3 6 号
枚方信用金庫
理事長

東 水 浩 一  吉 野 敬 昌 